

第 90 回帝国議会一衆一帝国憲法改正案委員会

昭和 21 年 8 月 21 日

付帯決議

三. 参議院は衆議院と均しく國民を代表する選舉せられたる議員を以て組織すとの原則はこれを認めるも、これがために衆議院と重複する如き機関となり終わることは、その存在の意義を没却するものである。政府は須くこの点に留意し、参議院の構成については、務めて社會各部門各職域の智識経験ある者がその議員になるに容易なるよう考慮すべきである。